

続報

～大阪広域協によるセメント販売店への不当な圧力行為②～

当会会員『今栖産業(株)』へのセメント供給が再開されました

8月1日発行「共創」第6号でもお伝えさせていただいた、経営者会会員社「今栖産業」が大阪広域生コンクリート協同組合(以下「大阪広域協」)の圧力により、原材料の供給ストップを受けた事案についての**続報**です。

今回の経緯ですが、平成30年6月下旬、当会会員社である生コン製造会社 今栖産業(株)(以下「今栖社」)は取引契約を締結していたセメント販売店より突如、生コンの原材料であるセメントの供給を停止すると通知されました。今栖社と該当販売店はセメント供給に関して売買契約を締結しており、一方的な取引停止は明確な違反行為です。また今栖社にとって原材料の供給ストップは企業として死活問題であり、この件に関して平成30年7月4日に該当の販売店に対して”セメント供給停止の無効”を訴える仮処分の申立を大阪地裁に行いました。

このような事が起こったのは大阪広域協から販売店に対し「経営者会に所属する今栖社に対してセメントの供給を行なうなら、大阪広域協から販売店に支払われる報奨金の支払いを停止する」との圧力があつた事が要因となっています。

そして先日、上記の仮処分申立を踏まえ、今栖社に該当販売店からのセメント供給が再開されました。

過去に当紙でもお伝えさせていただいた数々の事例と同様に、今回の今栖社に関する件に関しても大阪広域協執行部による不当な圧力行為が、その背景にあります。

改めて、大阪広域協 執行部には法令を遵守した協同組合運営を行なうよう、強く求めます。

速報

TYK高槻による間接強制申立事案について

『共創 第4号(7/12発行)でお伝えしたTYK高槻が大阪広域協に対して行なった間接強制の申立てについてですが、大阪広域協のTYK高槻に対する不当な割当・割付が正常に戻りつつあるようにも判断されるため、今後の推移を見守るべく、一旦、8月23日にこの申立の取り下げを致しました。しかしながらTYK高槻としては今後、不当な割付・割当があつた場合は再度、間接強制申立を行う可能性もあるとの事です。

一般社団法人 大阪兵庫生コン経営者会

〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1-1-3 大阪駅前第3ビル・4階5

T E L 06-6347-5421 <http://www.osaka-namacon.jp/>